

前金	部分払	
無	一回	

平成30年度営地調補第1－30号

津市長谷山市民館耐震診断調査業務委託

業務場所	津市 分部 地内
業務期間	平成30年11月30日まで
業務概要	耐震診断 鉄筋コンクリート造2階建 延面積173㎡ ※上記に係る耐震診断調査業務委託 一式

部長	部次長	営繕課長	調整・建築営繕担当主幹 検算者	建築営繕担当 照査責任者	担当	設計者
/	/		設備担当 検算者	設備担当 照査責任者	担当	設計者

津市建設部営繕課

特 記 仕 様 書

【現場の調査に関する事項】

受注者は、現場の調査を行う技術者（下請負を含む）には氏名、業務名、期間、顔写真、受注会社名及び社印の入った名札を着用させること。

【建築士法第24条の7及び8に関する事項】

契約締結前に建築士法第24条の7に基づく重要事項説明を行うこと。

また、契約を締結したときは、建築士法第24条の8に基づく書面を交付すること。

<名札の例>

写 真 2cm×3cm 程度	調 査 技 術 者 氏 名 ○○ ○○ 件 名 ○○○○○業務委託 工 期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 社 名 ○○○○株式会社 印
--------------------------	---

注1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注2）印は所属会社の社印とする。

暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成27年津市訓第76号）において使用する用語の例による。

3 受注者等の義務

- (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。
- (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。
- (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。
- (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに、所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。

なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。

4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記3の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

5 契約等の解除

上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

津市公契約条例に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市公契約条例（津市条例第22号）（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

3 受注者等の責務

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。
- (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。
- (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。
- (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。
- (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。
- (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。

4 公契約の解除等

市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。

- (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。
- (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。
- (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。
- (5) 特定公契約にあっては、別紙誓約事項に違反したとき。

労働環境の確保に係る誓約事項

津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。

また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。

記

- 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。
- 2 関係法令に違反し、関係機関からは是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。
- 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。
- 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出（以下「違反申出」という。）をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。
- 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。
- 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。
- 7 市長等が行う施策に協力すること。

配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮いただくようお願いします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が津市のお願いに応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

記

- 1 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮してください。
- 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。
- 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮してください。
- 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。

耐震診断調査業務委託仕様書

1 業務委託の名称

平成30年度営地調補第1－30号
津市長谷山市民館耐震診断調査業務委託

2 施設の場所

津市 分部 地内

3 施設の概要

- ① 構 造 鉄筋コンクリート造
- ② 階 数 2階
- ③ 延床面積 173 m²
- ④ 建設年度 昭和50年

4 診断の方法

(1) 診断基準は、以下に定める第2次診断とする。

一般財団法人日本建築防災協会発行 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準
 一般財団法人日本建築防災協会発行 既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準
 一般財団法人日本建築防災協会発行 既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針
 一般財団法人日本建築防災協会発行 既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針
 一般財団法人日本建築防災協会発行 木造住宅の耐震診断と補強方法
 一般財団法人日本建築防災協会発行 既存鉄骨造体育館等の耐震改修の手引きと事例
 文部科学省大臣官房文教施設企画部 屋内運動場等の耐震性能診断基準

(2) 耐震診断は、原則として耐震診断プログラムを使用するものとし、使用ソフトについては、係員の承認を得ること。

5 診断範囲

(1) 建物の耐震診断

構造耐震判定指標 I s o (0.6)

(2) 建築非構造部材の耐震調査（天井等）

改修が必要な場合は、改修計画案を提案する。

(3) 建築設備の耐震調査（照明等）

改修が必要な場合は、改修計画案を提案する。

6 報告書の作成

- (1) 診断判定書（第3者機関に諮ったものとする）
 ※第3者機関とは（一財）日本建築防災協会に事務局をおく全国ネットワーク委員会の会員とする。
- (2) 建物概要
- (3) 診断結果の概要と建物
- (4) 診断結果表
- (5) 既存の建物の I_s 値が I_{so} を下回る場合の補強計画案についての考察。
 建築非構造部材、建築設備も含む。（補強計画平面図、工事費概算書共）
- (6) 総合所見
- (7) コンクリート圧縮試験結果報告書、コンクリート中性化深さ測定報告書
- (8) 資料
 伏図、壁配置伏図、軸組図、柱軸力伏図、鉛直部材破壊形式伏図、柱リスト、壁リスト、経年指標 T 、形状指標 SD
- (9) 現地調査
 - ①増改築等設計との不整合の有無、不同沈下や構造上重要なクラック等の調査
 - ②鉄骨造の場合、状況調査の記録写真
 （点検歩廊から目視が可能な範囲で撮影し、既存の部材等の撤去を要しない範囲で記録する。）
 柱・梁接合部（溶接継目、ボルト、ダイヤフラム等）
 柱脚
 部材、接合部の発錆状況の調査（全面錆の有無）

7 貸出し資料

設計図書（構造図面有り）

8 提出書類

- (1) 耐震診断調査報告書（A4版左綴じ製本） 2部
- (2) 耐震診断プログラムの入力データ出力表及び入力データを記録したCD-R等を報告書に添付すること。
- (3) 本業務で作成した図面のCADデータ

9 その他

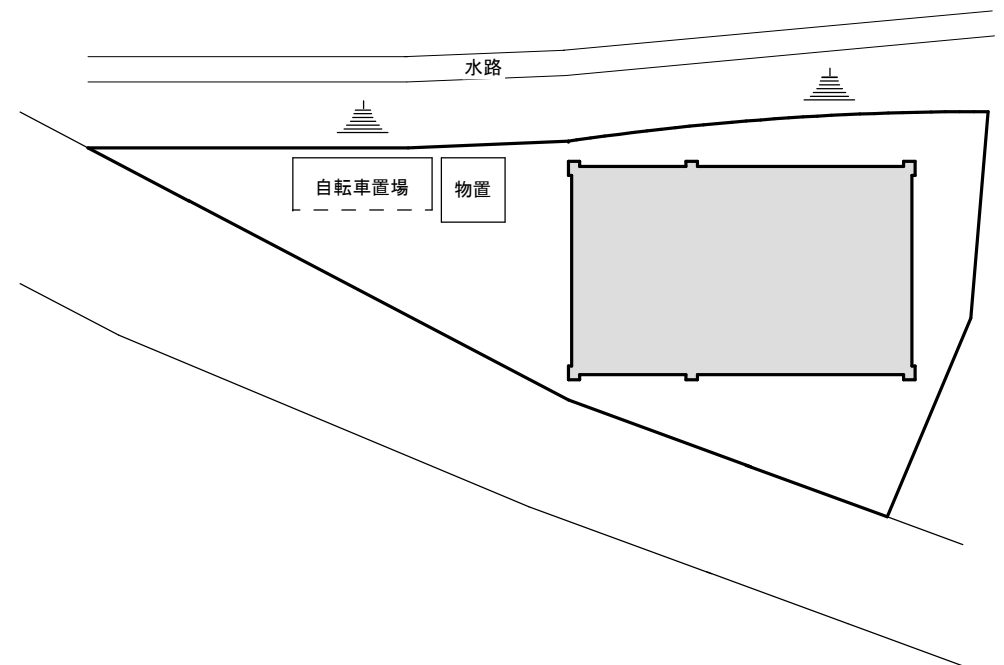
- (1) 仕様書に明記なき事項が発生した場合は、市監督員と協議すること。
- (2) 判定指標に必要な地域指標は、建築基準法施行令第88条に定める値、地盤指標、用途指標は市監督員の指示による。
- (3) 業務着手に先立ち、業務日程表等の業務計画書を提出すること。
- (4) 業務の実施に当たっては、市監督員と十分な連絡を保つこと。
- (5) 診断は現地建物の構造部材を確認のうえ検討すること。
- (6) コンクリート圧縮強度検査
コンクリートのコア抜きによる調査は、計6箇所とし、事前に調査計画書を提出して市監督員の承諾を得ること。
- (7) 業務終了後も、本業務内容に対して責任を負うこと。
- (8) 成果品及びその著作権は全て委託者の所有とし、委託者の書面による承諾を得ないで他に公表借与又は使用してはならない。
- (9) 施設への調査は、毎週月、水曜日を避けること。その他の曜日（土、日曜日、祝日も含む）については事前に施設管理者及び、市監督員の承諾を得た上で行うこと。



業務場所

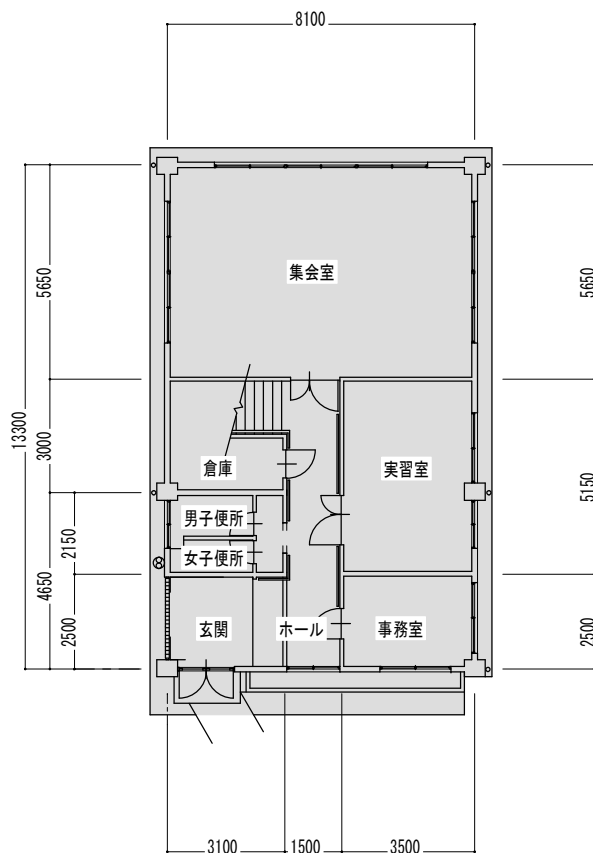


位置図

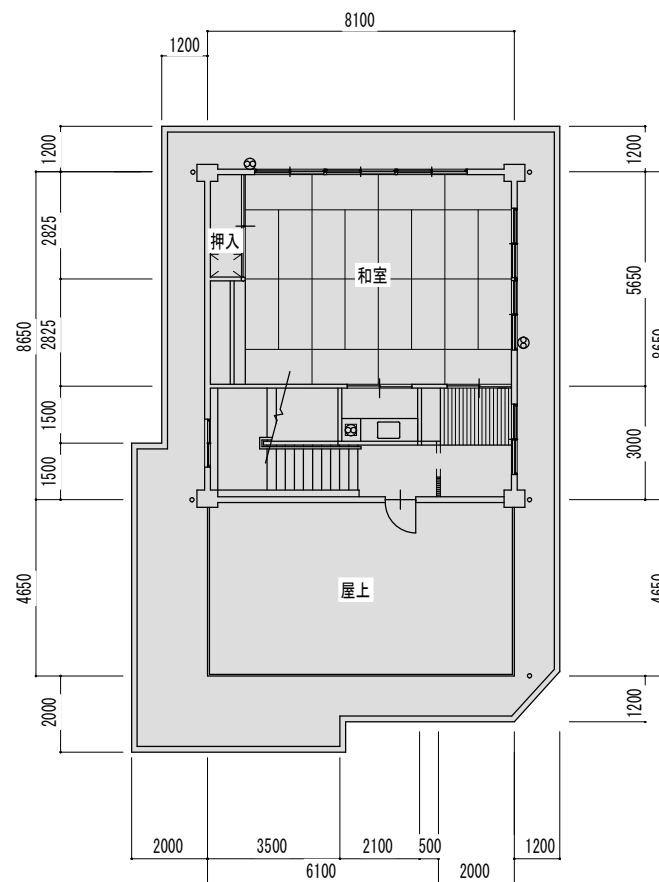


配置図

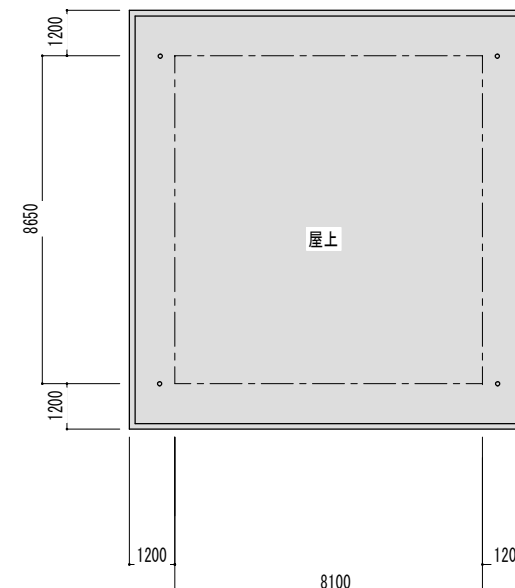
 : 耐震診断建物



1 階平面図



2 階平面図



屋上平面図

：耐震診断箇所